

県はすべての課題に責任をもつて対応を

県人推協交渉

和歌山県人権施策推進協議会（会長・副知事）との交渉を7月18日、自治会館でおこない、県連執行部・事務局が参加した。基本的課題や重要課題について、秋に実施する全体的な対県交渉にむけ、この時期にひらいている。

交渉は、下宏・副知事の「土地差別をはじめ、さまざまな課題について責任をもってとりくんでいく」との決意を受け、①人権課題現況調査をふまえ、各部署の課題と5年を経て実態調査の実施、②隣保館にかかわる市町村指導、③Y住宅差別事件をはじめ、さまざま

なかつたが、今回の交渉をふまえ、さらに協議・交渉を継続させるとともに、地域の実態と具体的な課題を

ふまえ、全体的な県交渉に臨んでいくことを確認した。

第155号6月25日号で誤植がありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

寺本光嘉↓

寺本光嘉・紀美野町長

九度山町町↓九度山町長

田嶋貢↓田嶋勝正

山田正道↓山田正彦

上富田町議会↓

上富田町議会議長



信頼関係を大切にしようとおいさつする
松本貞次・執行副委員長

さまざまな差別事件への対応、さらに「公営住宅」「子どもの学力と進路保障」などの課題について交渉をおこなった。



回答する下宏・副知事

交渉のなかで県から「産業・就労、教育、福祉、住環境などの課題があり、引きつづき必要な施策を実施していく」と回答された。また「Y住宅差別事件をふまえ業界への指導を強化する」、「就労支援のため隣保館機能を利用する」、その他課題についても、状況をふまえ市町村を指導するなど回答された。

文字をとりもどす (4)

「わたしのおいたち」(2) 平井識字学級

2〜3ヶ月ほどたったころでしょうか、近所の人が見かねて私を元のおばさんの所までつれて行ってくださいました。おばさんは「よく戻ってきてくれたね」といってくれた言葉を聞いて、ホッとしたのを覚えています。

村に帰り、7歳で初めて小学校へ少し通いました。が、またすぐに九州の色町（遊郭）へ奉公に出されましたが、色町に小さい子供がいるのを不審に思った人

が警察に通報し、おじさんが取り調べを受けた後、家へ帰してくれました。10歳になったころの奉公先では、子守と食堂の手伝いをすることになりました。2年ほどたつと、小学校の担任の先生が、学校へ行ってないのを気にかけてくれており、卒業まじかの私を、迎えに来てくれ村へ帰ることができました。そして、先生が中学校に行けない私に、みんなで小学校の卒業写真を撮るから、せめて写

連載 (2)

今、伝えられないこと (県連再建40年②)

混乱と離反、そして再生への動き

60年代後半、和歌山の運動は、日本共産党の露骨な運動への介入とそれに追従する県連執行部によって、中央本部と対立する状況が次々とおきていた。

オール・ロマンス差別事件や西川県議差別事件の糾弾をつうじて明らかにしてきた「部落解放への道筋」を具体化させるために、国策樹立運動をすすめる、和歌山でも各支部・各地域でとりくんできた。その成果として60年に「同和対策審議会」が設置され、65年に「答申」が出された直後、共産党は「毒餌頭」と批判した。

しかし、部落解放同盟は「答申完全実施・国民大行進」を展開し、和歌山でも多くの支部や地域で行進・集会・交渉など具体的なとりくみが実施された。

また、松本治一郎・参議院選挙、田中織之進・衆議院選挙、さらに松本英一の参議院選挙など組織内候補の必勝を期しての全国大会決定にたいして、県連執行部は次つぎと妨害し、部落と無縁の共産党の候補者を押しつけてきた。これに反発した多くの支部や部落住民は、本部方針に基づき、果敢に選挙を闘いぬき大きな成果をあげていった。

中央本部方針に反する県連執行部の行動が、ますますひどくなるなか、杭ノ瀬支部の藤本正明らの「全国の仲間とともに、中央本部方針に基づく運動をすすめるならば」という強い思いは、67年頃から具体的な動きとなっていた。

県内の部落には、差別により教育の機会を奪われ、安定した仕事から排除されてきた結果、零細な自営業者が多数いた。また、部落産業といわれる皮革や織物業、作業員からみても興した土木建設業などがあり、いずれも厳しい環境（経営・家族従事者など）にあった。しかし、こうした自営業者の大多数は、極めて保守的な存在であり、解放運動にほとんど参加していなかった。

藤本や中澤猛（後の県連書記長・県議）らは、以前から親交のあった大阪の仙海節一（中央執行委員）の協力のもと「部落の自営業者の経済的自立」「要求者組織として部落解放運動に貢献する」ことを柱に、部落の自営業者の組織化をめざして県内各地を奔走した。この部落の自営業者の組織化をめざした。藤本の組織化をめざした。藤本の組織化をめざした。

また一方では、同年3月に大阪で「矢田教育差別事件」がおき、共産党との関係が決定的になっていった。さらに、映画「橋のない川」の上映阻止運動、向陽高校事件などをめぐって、県連執行部はこごとく本部方針に反対する立場をとりつづけて、共産党は部落解放運動への差別キャンペーンを激化させていった。

（以下、次号へ）

者の組織化をめざした。藤本や中澤らは、湯浅支部ら多くの協力を得て、県内各地で組織化の必要性や運動の窮状を説いた。こうした行動に、県内の自営業者らが次第に結集していくとともに、当時の運動の力になる活動家も生まれてきた。そして、和歌山市三番町に事務所を置き69年11月7日「和歌山県同和地区企業連合会」が結成され、1000人を超える自営業者が加入したのである。

この企業連合会の結成は、県内の部落解放運動に大きなインパクトを与えた。当時の県連の組織に匹敵する組織をもつ企業連の結成に、執行部も無視できず、要求者組織として認知するにいたったのであった。

さて、過酷な差別の実態と解放への思いは、69年に「同和対策事業特別措置法」の施行という具体的な成果となっていた。